



12 月は職場のハラスメント撲滅月間です!!

ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられ 12 月を「職場のハラスメント撲滅月間」としています

ハラスメントのない社会の実現に向けて、事業主及び労働者・求職者におかれましては、職場におけるハラスメント防止の必要性及び関係法令の内容への理解を深めていただき、さらに事業主におかれましては、企業における関係法令に沿った就業規則の整備、相談窓口の設置等、雇用管理上の措置義務及び望ましい取組みを行うようお願い申し上げます



令和 7 年 6 月に労働施策総合推進法等の一部改正法が公布され

カスタマーハラスメントや

求職者等に対するセクシュアルハラスメント



を**防止**するために雇用管理上必要な措置を講じることが

事業主の義務

となります！

(資料)

- [1. 撲滅月間・改正法周知チラシ「12 月はハラスメント撲滅月間です！」](#)
- [2. 改正法周知チラシ「ハラスメント対策・女性活躍推進に関する改正ポイントのご案内」](#)
- [3. ポスター「No!カスタマーハラスメント」](#)
- [4. ポスター「No!就活セクハラ」](#)



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト
あかるい職場応援団